

事務連絡  
令和8年3月19日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
専務理事 伏見 啓二

## 「人獣共通感染症病原体監視システム（ZAS）」の活用について

このたび、令和8年3月16日付け事務連絡により厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から本会あてに事務連絡がありました。

厚労省では、令和7年度よりワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の一環として、「人獣共通感染症サーベイランス事業」を開始し、「人獣共通感染症病原体監視システム（Zoonotic Agents Surveillance (ZAS)）」を構築されたところです。

本システムの活用により、人獣共通感染症の監視体制の一層の強化が見込まれるとのことです。

内容について、御了知の上、会員への周知方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. システム概要：愛玩動物等病原体検査について

愛玩動物等における人獣共通感染症の病原体検査を実施した場合、ZAS でデータ管理が可能となります。現在は、犬猫における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の検査結果について登録が可能となっています。

ZAS の利用に当たっては、別添1（人獣共通感染法病原体監視システム利用者用操作説明書）及び別添2（ZAS 簡易マニュアル）をご参照ください。

登録者が入力したデータは、システム上のデータベースに蓄積されます。ZAS においては、個人情報の保護の観点から、登録者は自らが入力・担当したデータのみ閲覧可能な仕様となっており、他の機関が入力したデータを自由に閲覧することはできません。解析された結果等のフィードバックについては、個人が特定できないよう精査・集計した上で、定期報告（週報、四半期報等）や有事の際の緊急報告等を通じて、関係機関へ情報提供を行います。

2. ZAS 利用開始：令和 8 年 3 月から

3. ZAS の URL：<https://zas-system.jp/>

4. 別添：

別添 1：「人獣共通感染症病原体監視システム利用者用操作説明書」

別添 2：「ZAS 簡易マニュアル」

別添 3：厚生労働省・事業概要説明資料

別添 4：国立健康危機管理研究機構 (JIHS)・ZAS の運用説明資料

5. 参考：

○「「病原体検出マニュアル（動物由来検体）」の作成について」（令和 6 年 10 月 9 日付け感感発 1009 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001314763.pdf>

○病原体検出マニュアル（動物由来検体）重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) ウイルス第 1 版（令和 6 年 3 月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001314765.pdf>

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：松岡、中村、猪俣

TEL:03-3475-1601

E-mail: inomata@nichiju.or.jp